

## 5 騒音・振動・悪臭関係

### (1) 騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

#### ア 一般地域の環境基準

地域の 類型	該 当 地 域	時 間 の 区 分	
		昼 間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

（備考）工業専用地域については適用されない。

#### イ 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

#### ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓を閉めた屋内	45デシベル以下	40デシベル以下

（備考）1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。  
2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。  
3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

### (2) 悪臭防止法に基づく規制内容

物質濃度規制地域	臭気指数規制地域
22の特定悪臭物質の濃度(単位ppm)による規制	臭気全体のおいの強さによる規制

※臭気指数とは、においを感じなくなるまで、においを無臭空気で希釈した時の希釈倍率(臭気濃度)を対数化して、10倍した数値。

(3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数  
(H26.3.31現在)

区分	施設・作業の種類	工場等数	
騒音規制法対象	金属加工機械	2,649	
	空気圧縮機等	4,069	
	特定施設	土石用粉碎機等	240
		織機	325
	建設作業	建設用資材製造機械	172
		穀物用製粉機	24
		木材加工機械	891
		抄紙機	63
		印刷機械	831
		合成樹脂用射出成形機	679
		鋳造型機	67
	計	10,010	
	特定建設作業	くい打機等を使用する作業	131
		びょう打機を使用する作業	1
		さく岩機を使用する作業	858
		空気圧縮機を使用する作業	198
		コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	6
バックホウを使用する作業		285	
トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業		7 41	
計	1,527		
振動規制法対象	金属加工機械	2,434	
	圧縮機	2,052	
	土石用粉碎機等	187	
	織機	268	
	コンクリートブロックマシン等	23	
	木材加工機械	68	
	印刷機械	532	
	ゴム練用のロール機等	54	
	合成樹脂用射出成形機	579	
	鋳造型機	53	
	計	6,250	
	特定建設作業	くい打機等を使用する作業	123
		鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版粉碎機を使用する作業		19	
ブレーカーを使用する作業		725	
計	867		

(4) 自動車騒音に係る要請限度(騒音の評価手法は、等価騒音レベル)

ア 区域の区分と要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

イ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

ウ 区域の種類

区域の種類	該当地域
a区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※用途地域については都市計画法による。

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要  
環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(注) 地域の類型I：主として住居の用に供される地域。  
地域の類型II：I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要

1	指定地域の範囲 東北新幹線・上越新幹線の軌道中心線から左右両側にそれぞれ300m以内の地域。ただし、戸田市、蕨市及びさいたま市(旧大宮市の区域を除く。)の区域では軌道中心線から左右両側にそれぞれ200m以内の地域とし、また、長大スパンけた橋りょうの各橋台からそれぞれ400mの間では、軌道中心線から左右両側にそれぞれ400m以内の地域とする。
2	類型の当てはめ 類型I 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域 類型II 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
3	指定から除外する地域及び類型を当てはめない地域 工業専用地域、河川区域、鉄道用地

(7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果（平成25年度）

新幹線名	測定区域 (測定年月日)	用途地域(類型)	騒音レベル(デシベル)			振動レベル(デシベル)	
			25m	50m	100m	25m	
東北新幹線	大宮駅以北	上尾(上り側) (H25.10.17)	第2種住居地域 (I)	77	70	—	51
		伊奈(上り側) (H25.10.30)	無指定 (I)	72	66	64	53
		白岡(下り側) (H25.6.3)	第1種住居地域 (I)	67	65	60	58
		久喜(下り側) (H25.11.22)	第1種住居地域 (I)	68	63	60	60
	大宮駅以南	戸田(下り側) (H25.11.26)	第1種住居地域 (I)	79	72	—	50
		戸田(上り側) (H25.11.26)		81	71	—	46
上越新幹線	上尾(下り側) (H25.5.24)	無指定 (I)	65	68	68	50	
	鴻巣(上り側) (H25.5.22)	無指定 (I)	74	71	64	63	
	行田(下り側) (H25.5.28)	第1種住居地域 (I)	70	68	61	60	
	熊谷宮本(下り側) (H25.5.14)	商業地域 (II)	69	64	62	54	
	熊谷三ヶ尻(下り側) (H25.5.27)	無指定 (I)	68	69	67	43	
	本庄(下り側) (H25.4.19)	無指定 (I)	75	73	66	49	

(注) 1 測定結果欄の距離は、測定地点側の軌道中心からの距離である。  
 2 測定結果欄の―は、環境基準値を超えたことを示す。

(8) 航空機騒音に係る環境基準の概要

○環境基準(Lden)：平成25年4月1日施行

地域の類型	基準値(単位：dB)
I	57以下
II	62以下

(備考) I 類型：専ら住居の用に供される区域

II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある区域

※Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、昼間(7:00~19:00)、夕(19:00~22:00)、夜間(22:00~7:00)の時間帯別に重みを付けて求めた等価騒音レベルである。

(9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要

ア 対象飛行場

入間飛行場、横田飛行場

イ 指定地域の範囲

対象	範囲(滑走路中心線から)			
	東側	西側	南側	北側
入間飛行場	3 km	2 km	7 km	10km
横田飛行場	3 km	2 km	都県境	17km

ウ 地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

エ 当てはめから除外する地域

工業専用地域、入間基地内

## (10) 航空機騒音発生状況概要（平成25年度）

	番号	測定地点	類型	Lden (dB)	環境基準 (dB)	騒音発生回数 (上段：総数、 下段：1日平均)	有効測定日数 (日)
入間飛行場南側	1	康寿園 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	<u>60</u>	57	13,994 ----- 39	365
	2	宮前小学校 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	<u>58</u>	57	13,500 ----- 37	365
	3	所沢西高等学校 (所沢市北野新町)	I	55	57	8,036 ----- 22	364
	4	小手指小学校 (所沢市小手指元町)	I	52	57	6,317 ----- 17	365
入間飛行場北側	5	狭山緑陽高等学校 (狭山市広瀬東)	I	56	57	15,325 ----- 42	363
	6	綜研化学(株)駐車場 (狭山市柏原)	I	<u>62</u>	57	17,227 ----- 47	365
	7	柏原幼稚園 (狭山市柏原)	I	<u>60</u>	57	15,842 ----- 44	365
	8	老人福祉センター宝荘 (狭山市柏原)	I	53	57	10,323 ----- 29	365
横田飛行場北側	9	金子小学校 (入間市西三ツ木)	I	57	57	5,091 ----- 14	364
	10	飯能南高等学校 (飯能市阿須)	I	54	57	4,860 ----- 13	365
	11	加治東小学校 (飯能市岩沢)	I	51	57	3,757 ----- 10	365
	12	飯能第一中学校 (飯能市双柳)	I	51	57	5,351 ----- 15	365

※ Lden欄の  は、環境基準値を超えたことを示す。

## (11) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の概要

## ア 敷地境界線における規制基準

区域区分		基準値（臭気指数）	
		(1)	(2)
A 区域	(B、C区域を除く区域)	15	15
B 区域	(農業振興地域)	18	21
C 区域	(工業地域・工業専用地域)	18	18

基準値(1) 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

基準値(2) 熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀨町、杉戸町、松伏町

## イ 煙突等の排出口における規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

## ウ 排出水中の規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。

換算式  $I_w = L + 16$

$I_w$  : (排出水の臭気指数)

$L$  : (敷地境界線における規制基準)

## (12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移

(単位：件)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
騒音	工事・事業場	365	373	308	344	331
	建設作業	259	230	304	263	336
	交通	71	69	70	47	45
	近隣	184	184	180	197	189
	その他	250	259	261	216	229
	合計	1,129	1,115	1,123	1,067	1,130
振動	工事・事業場	38	36	48	57	40
	建設作業	63	77	99	99	113
	交通	16	12	18	14	10
	その他	18	9	14	5	13
	合計	135	134	179	175	176
悪臭	製造事業所	161	138	115	165	154
	家庭生活	120	107	121	109	106
	商店・飲食店	31	18	34	27	32
	その他	515	497	448	444	391
	合計	827	760	718	745	683



表6-1-2 公害防止計画の実施状況

単位：百万円

区 分	事 業 名	現行計画期間（平成23年度～32年度）					進捗率
		計画事業費	実 績 事 業 費				
			23年度	24年度	25年度	合 計	
特例負担 適用事業	終末処理場（公共下水道）	7,386	9	52	136	197	2.7%
	河川しゅんせつ	1,270	56	143	100	299	23.5%
	特例負担適用事業（計）①	8,656	65	195	236	496	5.7%
特例負担 非適用事業	公共下水道（管渠）	187,987	18,816	15,124	15,374	49,314	26.2%
	流域下水道（管渠）	7,940	1,047	867	1,031	2,945	37.1%
	特例負担非適用事業（計）②	195,927	19,863	15,991	16,405	52,259	26.7%
	公害対策事業 ①+②	204,583	19,928	16,186	16,641	52,755	25.8%

## (2) 融資等助成制度

## ア 環境みらい資金貸付制度

この制度は、地球温暖化問題や公害防止対策などに適切に対応するため、環境の保全と創造に必要な資金を長期間低利で貸し付けるものです。

表6-2-1 環境みらい資金貸付制度の概要

(H26.4.1現在)

対 象 者	県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等	
融 資 対 象	再生可能エネルギー利用（固定価格買取制度に基づく全量売電目的のものを除く。）設備の整備、高効率省エネルギー設備の整備、ESCO事業による省エネルギー設備の整備、低公害車用燃料供給施設の整備、公害発生防止機器・装置・施設の整備、汚染土壌処理経費（調査費含む）、汚染地下水処理経費（調査費含む）、アスベストの飛散防止工事等、事業系廃棄物処理施設の整備、フロン等の代替・回収・破壊装置の購入、再生資源利用促進施設の整備、産業廃棄物の適正処理に要する経費	
融 資 条 件	限 度 額	1億5,000万円
	融 資 割 合	融資対象経費の100%以内（ただし、10万円未満切り捨て）
	利 率（固定金利）	温室効果ガス排出量削減対策経費 0.50%以内（ただし、信用保証付きは年0.20%以内） 公害防止対策経費 年1.38%以内（ただし、信用保証付きは年1.08%以内）
	返 済 期 間	10年以内（ただし融資額3,000万円以内、産業廃棄物の適正処理に要する経費及び大企業の場合は7年以内）
	返 済 方 法	1年以内据置、元金均等月賦返済
	担 保・保 証 人	借入希望者と取扱金融機関との協議により定めます。
	信 用 保 証	必要に応じて付します。
取 扱 金 融 機 関	銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫の県内本・支店	

平成25年度の融資実績は、3件、4,050万円でした。

貸付対象別の融資額の割合は、「地球温暖化対策」が2,150万円（2件）で53.1%、「公害防止対策」が1,900万円（1件）で46.9%となっています。（図6-2-2）

業種別の融資額の割合は、サービス業が3,470万円（85.7%）、不動産業が580万円（14.3%）となっています。（図6-2-3）

図6-2-1 年度別融資額

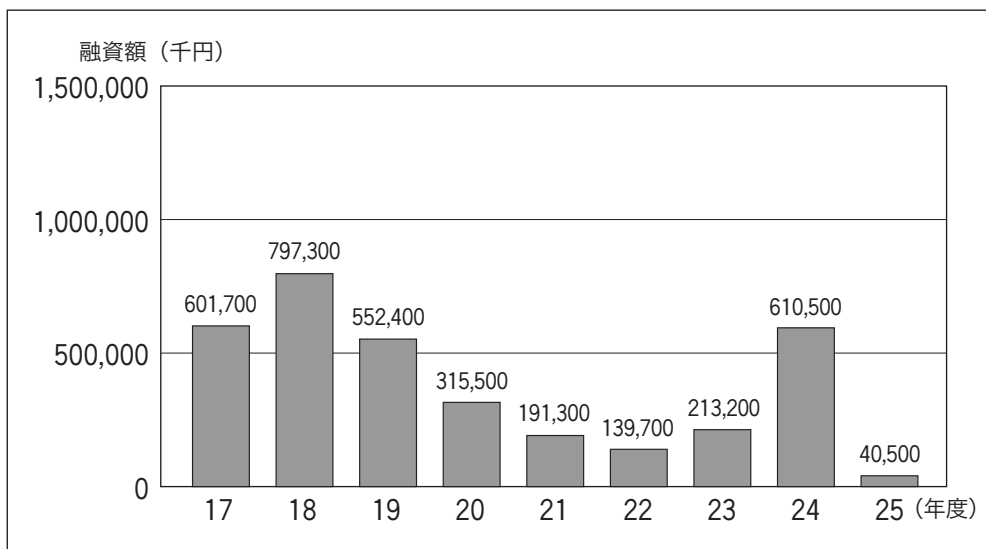


図6-2-2 貸付対象別融資額の割合

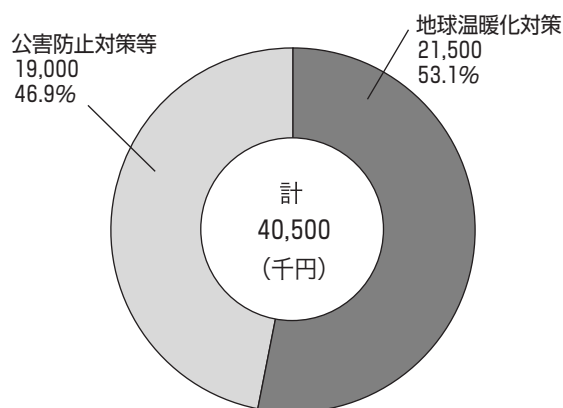
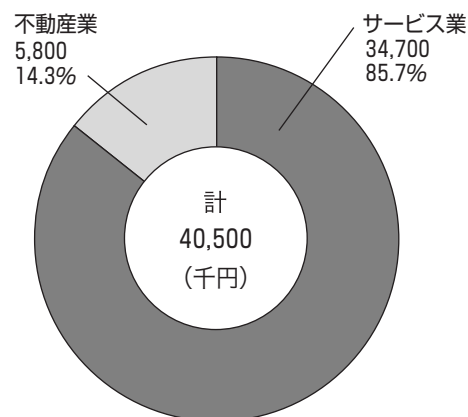


図6-2-3 業種別融資額の割合



イ 環境みらい資金利子補助制度

この制度は、環境みらい資金を借り受けた者に対し、その利子の一部を補助し、借受者の金利負担を軽減するものです。(表6-2-2)

平成17年度から平成25年度までの利子補助実績は、表6-2-3のとおりです。

表6-2-2 環境みらい資金利子補助制度の概要 (H26.3末終了)

対象者	環境みらい資金を借り受けた者
補助率	年0.25% (小規模企業者)
利子補助期間	環境みらい資金借受期間内

※平成17年度申込み分まで。平成18年度で廃止  
利子補助は平成25年度で交付終了

表6-2-3 環境みらい資金利子補助金交付状況 (単位：千円)

年度	交付実績	
	件数	金額
17	39	2,887
18	33	2,138
19	28	1,715
20	18	1,206
21	16	793
22	10	397
23	9	205
24	2	62
25	2	34



## 7 自然環境関係

### (1) 森林の現況

(H26.3.31現在)

区 分	国 有 林	民 有 林	計
面 積 (ha)	12,169	109,091	121,260
蓄 積(千m <sup>3</sup> )	2,716	30,537	33,253
人 工 林 (ha)	2,452	57,408	59,860
人 工 林 率 (%)	20	53	49

### (2) 保安林の種類別面積

(H26.3.31現在)

保安林の種類	面 積 (ha)		
	国 有 林	民 有 林	計
水 源 <sup>かん</sup> 涵 養 保 安 林	11,861	26,192	38,053
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	106	9,211	9,317
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林		345	345
防 風 保 安 林		51	51
干 害 防 備 保 安 林		967	967
防 火 保 安 林		1	1
魚 つ き 保 安 林		35	35
保 健 保 安 林	3,062	3,541	6,603
風 致 保 安 林		2	2
総 数	11,865	36,067	47,932

総数欄は、2種類以上重複指定した保安林があるため、各保安林の合計に合致しない。

### (3) 森林整備の実績

(単位：ha)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
造 林	102	104	100	66
下 刈	230	225	81	59
除 伐	105	37	58	104
枝 打 ち	211	157	105	97
間 伐	2,491	2,035	1,456	1,340

## (4) 県自然環境保全地域の指定状況

(H26.3.31現在)

保 全 地 域 名	所 在 地	指定年月日 (昭和)	面 積 (ha)		
			保全地域	特別地区	野生動植物 保 護 地 区
小 鹿 野 町 滝 前 県自然環境保全地域	小鹿野町両神小森 字挽板の全域 字滝前の全域 字柴小屋の一部	50.3.28	293.00		
三 芳 町 多 福 寺 県自然環境保全地域	三芳町大字上富 字木の宮の一部	51.3.30	20.10		
加 須 市 志 多 見 東 県自然環境保全地域	加須市志多見 字深町の一部	〃	4.46		
加 須 市 志 多 見 中央 県自然環境保全地域	加須市志多見 字中川面の一部	〃	2.43		
加 須 市 志 多 見 西 県自然環境保全地域	加須市志多見 字中川面の一部	〃	2.00		
小 鹿 野 町 般 若 県自然環境保全地域	小鹿野町般若 字諏訪久保の一部 字麻平の一部 字柿久保の一部 字聖天の一部	52.3.29	16.80	8.20	
小 鹿 野 町 よう ば け 県自然環境保全地域	小鹿野町長留 字サスの一部	〃	12.30	10.30	
秩 父 市 白 砂 県自然環境保全地域	秩父市吉田久長 字小鹿原の一部 字大久保の一部 字葉朽岩の一部	〃	6.00	6.00	
小 鹿 野 町 尾 の 内 県自然環境保全地域	小鹿野町河原沢 字皆和田の一部	53.3.22	115.00	115.00	
と き が わ 町 道 元 平 県自然環境保全地域	ときがわ町大字田黒 字滝の入の一部	〃	2.00	2.00	2.00
熊 谷 市 大 沼 県自然環境保全地域	熊谷市小江川 字大犬塚の一部 須賀広字大犬塚の一部 字西原の一部 柴字下原の一部 字塚越の一部	〃	10.00		
嵐 山 町 杉 山 県自然環境保全地域	嵐山町大字杉山 字中窪の一部 字上城の一部 字鷹城の一部 字城山の一部	53.5.29	14.00		
蓮 田 市 上 沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字上沼の一部	54.3.20	2.63		
蓮 田 市 下 沼 県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜 字十九町の一部	〃	2.50		
秩 父 市 田 中 山 県自然環境保全地域	秩父市下吉田 字田中山の一部	〃	10.71	5.06	5.06
秩 父 市 女 形 県自然環境保全地域	秩父市上吉田 字向堂の一部	〃	4.31	4.31	4.31
合 計	16地域		518.24	150.87	11.37

7

自然環境関係

## (5) 特別緑地保全地区の指定状況

(H26.3.31現在)

地区名	市町村名	計画決定年月日	指定面積(ha)
石戸(いしど)特別緑地保全地区	北本市	H4.11.24	5.1
稲荷山(いなりやま)特別緑地保全地区	狭山市	H12.4.5	2.0
妙音沢(みょうおんさわ)特別緑地保全地区	新座市	H16.2.5	3.3
午王山(ごぼうやま)特別緑地保全地区	和光市	H17.3.16	0.2
岡(おか)特別緑地保全地区	朝霞市	H18.8.25	0.4
宮戸(みやど)特別緑地保全地区	朝霞市	H18.8.25	0.5
大和田緑地公園(おおわだりょくちこうえん)特別緑地保全地区	さいたま市	H18.12.22	1.3
小深作(こふかさく)特別緑地保全地区	さいたま市	H19.12.28	0.2
東内野前町(ひがしうちのまえちょう)特別緑地保全地区	川口市	H20.3.3	0.3
金崎(かなざき)特別緑地保全地区	川口市	H20.3.3	1.4
権現山(ごんげんやま)特別緑地保全地区	ふじみ野市	H20.3.25 変更H21.2.10	0.4
黒浜日野手(くろはまひので)特別緑地保全地区	蓮田市	H21.3.2	0.7
千手堂小千代山緑地(せんじゅどうこちよやまりょくち)特別緑地保全地区	嵐山町	H21.4.1	3.7
大和田町一丁目(おおわだちょういっちょうめ)特別緑地保全地区	さいたま市	H21.12.28	0.4
駒ヶ原(こまがはら)特別緑地保全地区	所沢市	H24.12.3	4.7
郷戸(ごうと)特別緑地保全地区	朝霞市	H26.3.6	0.4
新屋敷(しんやしき)特別緑地保全地区	朝霞市	H26.3.6	0.3
代官水(だいかんみず)特別緑地保全地区	朝霞市	H26.3.6	0.4
合計			25.7

## (6) 近郊緑地保全区域の指定状況

(H26.3.31現在)

区域名	都市名	計画決定年月日	指定面積(ha)
狭山近郊緑地保全区域	所沢市、入間市	S42.2.16	882.0
荒川近郊緑地保全区域	川越市、さいたま市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、富士見市、川島町	S42.2.16	3,304.0
安行近郊緑地保全区域	川口市	S42.2.16	580.0
平林寺近郊緑地保全区域(平林寺近郊緑地特別保全地区)	新座市	S44.3.28 (S45.10.13 最終H6.3.29)	68.0 (60.4)
入間近郊緑地保全区域	入間市	S44.3.28	398.0
合計			5,232.0

## (7) ふるさとの緑の景観地の指定状況

(H26.3.31現在)

名 称	所 在 地	指定年月日	規 模 (ha)
川越市 中福ふるさとの緑の景観地	川越市 大字中福地内	S 55.3.25	17.00
川越市 下赤坂ふるさとの緑の景観地	川越市 大字下赤坂地内 外	S 56.3.20	19.04
川越市 上松原ふるさとの緑の景観地	川越市 大字上松原地内	〃	10.50
川口市 西立野ふるさとの緑の景観地	川口市 大字西立野地内	S 57.3.30	8.00
さいたま市 染谷ふるさとの緑の景観地	さいたま市 見沼区大字染谷地内 外	S 60.3.29	6.34
さいたま市 西新井ふるさとの緑の景観地	さいたま市 西区大字西新井地内	S 61.3.25 H 14.3.16	4.12
所沢市 北中ふるさとの緑の景観地	所沢市 東狭山ヶ丘地内 外	H 8.12.10 10.2.20 12.3.14 24.3.23	17.43
所沢市 駒ヶ原ふるさとの緑の景観地	所沢市 大字下富地内	H 11.2.19	11.36
所沢市 小手指ふるさとの緑の景観地	所沢市 北野新町地内 外	H 26.2.7	5.85
狭山市 堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字堀兼地内 外	S 56.3.20 58.3.31 59.3.31 60.3.29 61.3.25 H 7.12.22	78.77
狭山市 桐山ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字上赤坂地内 外	S 62.3.31 63.7.29 H 2.9.21 3.10.11 5.8.20 6.12.9 7.12.22 11.2.19	19.32
狭山市 水野ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字南入曾地内	H 8.12.10 10.2.20 11.2.19	11.84
狭山市 南入間野ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字北入曾地内	H 11.2.19	7.05
狭山市 逃水ふるさとの緑の景観地	狭山市 大字水野地内 外	H 12.3.14 13.3.6	10.64
深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地	深谷市 櫛引地内	H 元.8.15	17.81
深谷市 櫛挽ふるさとの緑の景観地	深谷市(旧 岡部町) 櫛挽地内	H 2.9.21	15.58
上尾市 藤波・中分ふるさとの緑の景観地	上尾市 中分地内 外	S 56.3.20	6.26
上尾市 原市ふるさとの緑の景観地	上尾市 大字原市地内	S 61.3.25 H 25.3.15	4.86
新座市 平林寺ふるさとの緑の景観地	新座市 野火止地内	S 55.3.25	48.50
北本市 高尾宮岡ふるさとの緑の景観地	北本市 高尾地内	H 4.10.9 14.3.29	5.48
蓮田市 堀の内ふるさとの緑の景観地	蓮田市 大字黒浜地内	S 58.3.31	3.12
鶴ヶ島市 高倉ふるさとの緑の景観地	鶴ヶ島市 大字高倉地内 外	H 8.12.10 13.3.6	8.70
ふじみ野市 八丁ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市 亀久保地内 外	S 56.3.20	12.94
ふじみ野市 武蔵野ふるさとの緑の景観地	ふじみ野市 大井武蔵野地内	S 59.3.31	6.51
三芳町 上富ふるさとの緑の景観地	三芳町 大字上富地内	S 55.3.25 56.3.20 58.3.31	19.74
三芳町 上富中西ふるさとの緑の景観地	三芳町 大字上富地内	S 59.3.31 60.3.29 H 13.3.6	10.62
吉見町 百穴ふるさとの緑の景観地	吉見町 大字南吉見地内 外	H 3.10.11 4.10.9 5.8.20 6.12.9 7.12.22	10.55
吉見町 和名沼ふるさとの緑の景観地	吉見町 大字久米田地内 外	H 4.10.9 5.8.20 6.12.9 7.12.12 8.12.10 25.3.15	7.37
寄居町 櫛挽ふるさとの緑の景観地	寄居町 大字用土地内	H 3.10.11 22.2.19	4.61
合 計	29地区	—	415.00

## (8) 緑のトラスト保全地の取得状況

(H26.3.31現在)

	緑のトラスト保全地名 所在地	取得年度	保全面積 (うち県保全面積) (㎡)	基金 負担額 (百万円)	地元市町 (地元保全面積) (㎡)	地元 負担額 (百万円)
第1号地	見沼田園(たんぼ) 周辺斜面林 さいたま市緑区南部領辻地内	H2,3	11,336 (11,336)	478	旧浦和市 (0)	238
第2号地	狭山丘陵・雑魚入樹林地 所沢市上山口地内	H6,7	33,837 (33,837)	1,058	所沢市 (0)	529
第3号地	武蔵嵐山溪谷周辺樹林地 嵐山町鎌形地内 外	H9	135,038 (96,689)	773	嵐山町 (38,349)	392
第4号地	飯能河原周辺河岸緑地 飯能市矢嵐(やおろし)地内 外	H10,11	23,196 (16,389)	189	飯能市 (6,807)	79
第5号地	山崎山の雑木林 宮代町山崎地内	H13,25	14,212 (8,240)	103	宮代町 (5,972)	47
第6号地	加治丘陵・唐沢流域樹林地 入間市寺竹地内	H14,15	111,397 (59,182)	300	入間市 (52,215)	199
第7号地	小川原家屋敷林 さいたま市岩槻区馬込地内	H12,13	7,340 (4,722)	(寄贈) 0	旧岩槻市 (2,618)	15
第8号地	高尾宮岡の景観地 北本市高尾地内	H18	35,499 (22,191)	123	北本市 (13,308)	71
第9号地	堀兼・上赤坂の森 狭山市堀兼地内	H19	59,802 (42,608)	352	狭山市 (17,194)	159
第10号地	浮野の里 加須市北篠崎・多門寺地内	H20	53,779 (43,222)	47	加須市 (10,557)	26
第11号地	黒浜沼 蓮田市黒浜地内	H21	66,286 (44,687)	105	蓮田市 (21,599)	51
第12号地	原市の森 上尾市原市地内	H24	34,386 (18,461)	171	上尾市 (15,925)	90
計			586,108 (401,564)	3,699	(184,544)	1,896

※7号地は、保全面積7,340㎡のうち、6,850㎡は寄贈によるものである。

## (9) 身近な緑公有地化の状況

(H26.3.31現在)

市 町 村	県取得分(㎡)	市取得分(㎡)	計(㎡)	対象件数
さいたま市	3,559.44	3,645.37	7,204.81	6
川口市	9,335.79	9,864.64	19,200.43	10
所沢市	18,329.70	22,354.01	40,683.71	12
狭山市	31,208.42	31,460.17	62,668.59	24
上尾市	19,890.48	26,267.43	46,157.91	12
北本市	902.00	858.00	1,760.00	1
八潮市	655.00	660.00	1,315.00	2
計	83,880.83	95,109.62	178,990.45	67

## (10) まちのエコ・オアシス保全推進事業

(H26.3.31現在)

保全地の名称	所在地	面積(㎡)	取得年度
谷田の泉	入間市大字野田地内	9,978.48	20年度
菩提樹池周辺緑地	所沢市大字山口及び上山口地内	12,396.68	20年度
ムサシトミヨ生息地周辺緑地	熊谷市大字久下及び佐谷田地内	4,576.11	21年度
彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森	白岡町大字彦兵衛地内	9,668.71	22年度
金崎斜面林保全緑地	川口市大字東内野地内	794.09	22年度
計		37,414.07	

(11) 緑化計画届出書による創出面積（平成17年10月～平成26年3月届出分）

(H26.3.31現在)

	創出面積 (ha)	創出面積			うち 駐車場緑化 (ha)
		地上部	屋上	壁面	
平成17年度分	42	41.4	0.6	0.5	0.9
平成18年度分	147	144.3	1.1	1.4	3.8
平成19年度分	126	122.8	1.3	1.8	2.3
平成20年度分	77	74.8	0.9	1.0	2.0
平成21年度分	70	69.3	0.5	0.3	1.8
平成22年度分	105	103.0	1.3	1.1	2.6
平成23年度分	109	104.7	3.1	1.2	2.3
平成24年度分	80	77.0	1.3	1.7	3.3
平成25年度分	61	57	2.2	1.8	3.4
合計	818	794	12.5	10.8	22.5

(12) 都市公園整備状況

(H25.3.31現在)

都 市 公 園	区 分	区 分		国営公園	県営公園	市町村公園	計	
		箇所	面積(ha)					
		箇所		1	30	4,861	4,892	
		面積(ha)		304.00	1,296.58	3,257.18	4,857.76	
住 区 基 幹 公 園	街区公園	箇所				3,846	3,846	
		面積(ha)				616.11	616.11	
	近隣公園	箇所			1	274	275	
		面積(ha)			3.50	502.06	505.56	
	地区公園	箇所				41	41	
		面積(ha)				183.40	183.40	
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	箇所			9	55	64
			面積(ha)			218.70	634.66	853.36
運動公園		箇所			2	26	28	
		面積(ha)			66.60	332.97	399.57	
特 殊 公 園	風致公園	箇所				7	7	
		面積(ha)				42.88	42.88	
	歴史公園	箇所				17	17	
		面積(ha)				36.82	36.82	
	墓園	箇所				2	2	
		面積(ha)				41.14	41.14	
	動植物園	箇所				1	1	
		面積(ha)				0.63	0.63	
広 域 公 園	箇所				10	2	12	
	面積(ha)				514.10	153.40	667.50	
国 営 公 園	箇所			1			1	
	面積(ha)			304.00			304.00	
緩 衝 緑 地	箇所					42	42	
	面積(ha)					33.92	33.92	
広 場 公 園	箇所					5	5	
	面積(ha)					1.57	1.57	
都 市 緑 地	箇所				4	395	399	
	面積(ha)				471.40	586.19	1,057.59	
都 市 林	箇所					3	3	
	面積(ha)					58.83	58.83	
緑 道	箇所				4	145	149	
	面積(ha)				22.28	32.60	54.88	

## (13) 埼玉県レッドデータブック掲載種

## ア 動物編

種 類	ブック2008	ブック2002	初 版	主な掲載種
哺乳類	39種	40種	39種	ホンドキツネ
鳥 類	104種	101種	92種	オオタカ
爬虫類	12種	9種	8種	ヤモリ(ニホンヤモリ)
両生類	14種	13種	11種	イモリ(アカハライモリ)
魚類・円口類	34種	36種	36種	ムサシトミヨ
無脊椎動物	584種	510種	413種	ゲンジボタル
合 計	787種	709種	599種	

## イ 植物編

種 類	ブック2011	ブック2005	初 版	主な掲載種
維管束植物	764種	769種	596種	カモメラン、ヤマブキソウ
蘚苔類	114種	107種	101種	ヒカリゴケ
藻 類	31種	31種	31種	シャジクモ
地衣類	69種	65種	39種	ヒラミヤイトゴケ
菌 類	53種	63種	65種	チチブクチキムシタケ
合 計	1,031種	1,035種	832種	

## (14) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく指定種一覧

(H26.3.31現在)

区分	種 名	科 名	指定年月日	保護管理事業 計 画 策 定	備 考
動 物	ムサシトミヨ	トゲウオ科	H12.12.1	H14. 3	県の魚
	アカハライモリ	イモリ科	H12.12.1	H17. 3	
	ソボツチスガリ	フシダカバチ科	H12.12.1	H17.11	
植 物	アオネカズラ	ウラボシ科	H12.12.1	H19. 3	
	キレハオオクボシダ	ヒメウラボシ科	H12.12.1	H14. 3	
	デンジソウ	デンジソウ科	H12.12.1	H17. 3	
	イトハコベ	ナデシコ科	H13.12.1		
	オニバス	スイレン科	H12.12.1		
	タマノカンアオイ	ウマノスズクサ科	H12.12.1	H15. 3	
	サワトラノオ	サクラソウ科	H13.12.1		
	サクラソウ	サクラソウ科	H12.12.1		県の花
	チチブイワザクラ	サクラソウ科	H12.12.1		
	チチブリンドウ	リンドウ科	H13.12.1	H20. 3	
	キタミソウ	ゴマノハグサ科	H12.12.1	H22. 3	
	キバナコウリンカ	キク科	H12.12.1	H20. 3	
	ミヤマスカシユリ	ユリ科	H12.12.1		
	トダスゲ	カヤツリグサ科	H13.12.1	H19. 3	
	ムギラン	ラン科	H13.12.1	H17. 3	
	ホテイラン	ラン科	H12.12.1	H21. 3	
	コ克蘭	ラン科	H12.12.1	H17.11	
	トキソウ	ラン科	H12.12.1		
	ムカデラン	ラン科	H12.12.1	H17.11	

## (15) 鳥獣保護区

(H26.3.31現在)

番号	名称	所在地	面積(ha)	期限	番号	名称	所在地	面積(ha)	期限
1	川口	川口市	1074.0	30.10.31	37	遺跡の森総合公園	児玉郡美里町	15.0	26.10.31
2	大宮公園	さいたま市	65.2	29.10.31	38	男衾中学校	大里郡寄居町	4.0	29.10.31
3	新座	新座市	530.0	26.10.31	39	奥橋立	秩父市	52.0	34.10.31
4	北本	北本市、比企郡川島町	624.0	28.10.31	40	新河岸川・柳瀬川	富士見市、志木市	52.5	30.10.31
5	喜多院	川越市	7.0	26.10.31	41	久喜菖蒲公園	久喜市	40.0	31.10.31
6	東入間	川越市、狭山市、所沢市、ふじみ野市、入間郡三芳町	1511.0	33.10.31	42	倉尾小学校	秩父郡小鹿野町	15.6	32.10.31
7	狭山湖	所沢市、入間市	597.0	28.10.31	43	小川げんきプラザ	比企郡小川町	43.0	33.10.31
8	西武蔵	飯能市	913.0	29.10.31	44	鷲宮神社	久喜市	2.8	34.10.31
9	堂平山	秩父市、比企郡ときがわ町、小川町、秩父郡東秩父村	755.0	26.10.31	45	名栗げんきプラザ	飯能市	600.0	35.10.31
10	滑川	熊谷市、東松山市、比企郡滑川町	802.0	31.10.31	46	智光山公園	狭山市	54.0	26.10.31
11	野上	秩父郡長瀬町	306.0	33.10.31	47	笹井小学校	狭山市	12.0	26.10.31
12	羊山公園	秩父市、秩父郡横瀬町	103.0	27.10.31	48	若泉公園	本庄市	8.0	27.10.31
13	矢岳	秩父市	790.0	31.10.31	49	岩槻公園	さいたま市	18.0	27.10.31
14	大血川奥	秩父市	180.0	26.10.31	50	上尾	上尾市	6.3	29.10.31
15	奥秩父	秩父市	6498.0	26.10.31	51	荒川南部	さいたま市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、川越市	2070.6	30.10.31
16	白石山	秩父市	3274.0	33.10.31	52	さきたま古墳公園	行田市	494.9	31.10.31
17	中津川	秩父市	302.0	27.10.31	53	川本	深谷市	16.5	32.10.31
18	両神山	秩父市、秩父郡小鹿野町	2911.0	30.10.31	54	東武動物公園	白岡市、南埼玉郡宮代町	47.9	32.10.31
19	両神	秩父郡小鹿野町	165.0	28.10.31	55	児玉白楊高等学校	本庄市	8.8	33.10.31
20	西秩父	秩父市、秩父郡小鹿野町	575.0	27.10.31	56	玉川村川の広場	比企郡ときがわ町	77.3	34.10.31
21	観音山	秩父市、秩父郡小鹿野町	1199.0	26.10.31	57	横瀬	秩父郡横瀬町	66.0	34.10.31
22	神川	児玉郡神川町	318.0	32.10.31	58	仙元山公園	深谷市	35.0	34.10.31
23	秋平	本庄市、児玉郡美里町	736.0	33.10.31	59	長瀬第二小学校	秩父郡長瀬町	5.5	35.10.31
24	美里	児玉郡美里町	194.0	29.10.31	60	荒川大麻生	熊谷市	707.1	35.10.31
25	神流湖	秩父市、児玉郡神川町	280.0	29.10.31	61	立正大学・文殊寺	熊谷市	101.0	26.10.31
26	折原	大里郡寄居町、秩父郡皆野町	785.0	35.10.31	62	大吉	越谷市	10.3	26.10.31
27	越谷	越谷市	145.0	29.10.31	63	みさと公園	三郷市	16.9	28.10.31
28	越生中学校	入間郡越生町	27.0	26.10.31	64	かわせみ河原	深谷市、大里郡寄居町	67.1	29.10.31
29	名栗小学校	飯能市	15.0	27.10.31	65	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町	26.5	30.10.31
30	萩ヶ丘小学校	比企郡ときがわ町	16.0	26.10.31	合計			30,452.0	
31	小川西中学校	比企郡小川町	5.0	28.10.31	<b>特別保護地区</b>				
32	宮前小学校	比企郡滑川町	35.0	27.10.31					
33	高篠中学校	秩父市	7.0	26.10.31					
34	両神小学校	秩父郡小鹿野町	5.8	30.10.31	番号	名称	所在地	面積(ha)	期限
35	金沢小学校	秩父郡皆野町	6.4	30.10.31	ア	狭山湖	所沢市、入間市	591.0	28.10.31
36	旧芝川	川口市	21.0	28.10.31	イ	奥秩父	秩父市	1,943.7	26.10.31
合計								2,534.7	



(16) 有害鳥獣捕獲・狩猟捕獲実績の経年変化

(単位：頭、羽)

種	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
イノシシ	狩 猟	538	336	607	360	494	381	380	259	387	276
	有害捕獲等	323	262	532	207	381	573	467	376	681	404
	計	861	598	1,139	567	875	954	847	635	1,068	680
シカ	狩 猟	372	335	781	471	750	833	721	867	690	760
	有害捕獲等	176	144	217	281	401	560	660	639	760	810
	計	548	479	998	752	1,151	1,393	1,381	1,506	1,450	1,570
クマ	狩 猟	1	4	0	2	15	3	3	3	3	5
	有害捕獲等	3	0	36	5	6	6	11	12	23	6
	計	4	4	36	7	21	9	14	15	26	11
ハクビシン	狩 猟	6	12	32	35	37	20	25	8	27	12
	有害捕獲等	115	180	320	396	937	623	665	552	890	650
	計	121	192	352	431	974	643	690	560	917	662
アライグマ	狩 猟	10	9	33	29	11	30	16	24	18	8
	有害捕獲等	21	60	417	906	1,756	2,358	1,999	2,047	2,821	2,134
	計	31	69	450	935	1,767	2,388	2,015	2,071	2,839	2,142
サル	狩 猟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有害捕獲等	64	52	96	67	133	162	163	103	92	53
	計	64	52	96	67	133	162	163	103	92	53
その他類	狩 猟	378	276	248	240	232	177	176	167	151	114
	有害捕獲等	23	12	22	47	144	254	132	186	411	387
	計	401	288	270	287	376	431	308	353	562	501
獣総計	狩 猟	1,305	972	1,701	1,137	1,539	1,444	1,321	1,328	1,276	1,175
	有害捕獲等	725	710	1,640	1,909	3,758	4,536	4,097	3,915	5,678	4,444
	計	2,030	1,682	3,341	3,046	5,297	5,980	5,418	5,243	6,954	5,619
カワウ	狩 猟	—	—	—	141	76	65	76	108	94	81
	有害捕獲等	0	0	0	12	48	22	65	21	33	14
	計	0	0	0	153	124	87	141	129	127	95
カラス類	狩 猟	1,218	984	947	807	776	556	529	480	588	449
	有害捕獲等	2,464	2,420	2,488	2,268	1,411	1,871	1,558	1,796	2,137	2,057
	計	3,682	3,404	3,435	3,075	2,187	2,427	2,087	2,276	2,725	2,506
スズメ類	狩 猟	5,470	3,525	2,579	2,837	1,293	1,276	1,186	840	1,044	904
	有害捕獲等	1,133	903	170	629	563	438	463	664	451	489
	計	6,603	4,428	2,749	3,466	1,856	1,714	1,649	1,504	1,495	1,393
ムクドリ	狩 猟	1,010	587	467	379	341	224	185	154	188	128
	有害捕獲等	280	241	93	228	93	150	127	161	112	160
	計	1,290	828	560	607	434	374	312	315	300	288
ドバト	狩 猟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有害捕獲等	1,325	885	1,192	899	523	1,336	320	633	722	1,114
	計	1,325	885	1,192	899	523	1,336	320	633	722	1,114
その他類	狩 猟	17,012	12,800	13,321	11,586	10,867	11,062	8,191	6,669	6,937	5,335
	有害捕獲等	779	621	359	566	442	746	1,045	396	680	532
	計	17,791	13,421	13,680	12,152	11,309	11,808	9,236	7,065	7,617	5,867
鳥総計	狩 猟	24,710	17,896	17,314	15,750	13,353	13,183	10,167	8,251	8,851	6,897
	有害捕獲等	5,981	5,070	4,302	4,602	3,080	4,563	3,578	3,671	4,135	4,366
	計	30,691	22,966	21,616	20,352	16,433	17,746	13,745	11,922	12,986	11,263

## (17) 市民管理協定の設定状況

(H26.4.1現在)

市民管理協定の名称	協定の対象緑地の所在地	面積(m <sup>2</sup> )	協定期間	認定年月日
第1号太田ヶ谷市民の森市民管理協定	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内	11,315	H23. 4. 1～H28. 3. 31	H23. 3. 29
第5号五味ヶ谷市民の森市民管理協定	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷地内	9,371	H23. 4. 1～H28. 3. 31	H23. 3. 29
第8号藤金市民の森市民管理協定	鶴ヶ島市大字藤金地内	10,631	H23. 1. 1～H27. 12. 31	H23. 3. 29
加納峯市民緑地市民管理協定	桶川市大字加納地内	3,859	H21. 1. 1～H26. 12. 31	H21. 2. 3
川田谷楽上市民緑地市民管理協定	桶川市大字川田谷地内	1,261	H25. 1. 1～H30. 12. 31	H25. 2. 25
倉田入谷市民緑地市民管理協定	桶川市大字倉田地内	4,459	H25. 1. 1～H30. 12. 31	H25. 2. 25
北本市市民緑地市民管理協定第1号	北本市大字北本宿地内	2,147	H22. 4. 1～H27. 3. 31	H22. 5. 27
北本市市民緑地市民管理協定第2号	北本市大字北本宿地内	1,890	H22. 4. 1～H27. 3. 31	H22. 5. 27
北本市市民緑地市民管理協定第3号	北本市二ツ家地内	6,712	H23. 12. 13～H28. 12. 12	H25. 2. 25
計		51,645		

## 8 廃棄物関係

### (1) 廃棄物・リサイクル関連法の概要

大量生産、大量消費、大量廃棄の一方通行型の社会から循環型社会への転換を推進するために、「循環型社会形成推進基本法」を中心とした様々な法律が整備されています。

#### 1 循環型社会形成推進基本法（平成12年制定）

循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。

#### 2 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）（昭和45年制定）

廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

#### 3 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）（平成12年制定）

資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、再生部品等の利用及び原材料としての利用を促進する。

#### 4 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）（平成7年制定）

家庭等から排出されるごみの約60%（容積比）を占めている容器包装廃棄物についての製造・利用事業者などによるリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。

#### 5 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）（平成10年制定）

家電製品の製造・販売事業者などに、廃棄物となった製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルの推進と廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンとなっている。

#### 6 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）（平成12年制定）

建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。

#### 7 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）（平成12年制定）

売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制及び減量化により最終処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料としてリサイクルするため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。

#### 8 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）（平成14年制定）

自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。

#### 9 グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）（平成12年制定）

国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

#### 10 PCB特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）（平成13年制定）

PCB廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、その処理に必要な体制の整備を図る。

#### 11 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年制定）

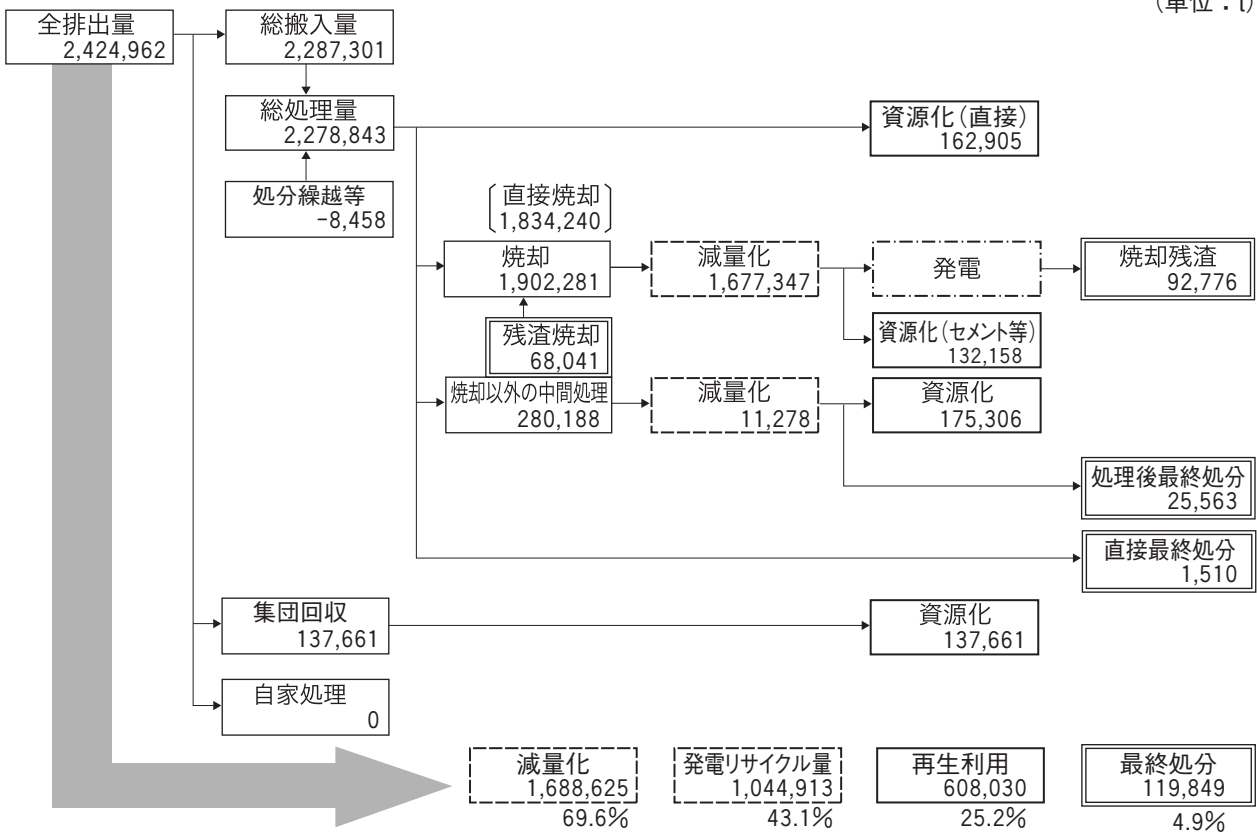
東日本大震災により生じた災害廃棄物を国が被害を受けた市町村に代わって処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定める。

#### 12 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）（平成24年制定）

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況にあることから、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

(2) ごみ処理の状況 (平成24年度)

(単位：t)



(3) ごみ処理状況の推移

(単位：t)

年度	計画収集処理量 ①	直接搬入量 ②	総搬入量 ①+②	自家処理量 ③	資源ごみ 集団回収量 ④	全排出量 ①+② +③+④
20	2,267,047	138,865	2,405,912	1,364	152,229	2,559,505
21	2,184,800	141,152	2,325,952	0*	141,284	2,467,236
22	2,145,050	134,042	2,279,092	0*	139,520	2,418,612
23	2,158,799	141,055	2,299,854	0*	135,416	2,435,270
24	2,148,535	138,766	2,287,301	0*	137,661	2,424,962

\* 21年度から推計値のため、計上しないこととしました。

(4) ごみの総搬入量の種類別内訳

(単位：千t)

年度	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ*	その他**	合計
20	163	1,782	107	35	317	2	2,406
	6.8%	74.1%	4.4%	1.4%	13.2%	0.1%	100%
21	158	1,724	102	34	305	2	2,326***
	6.8%	74.1%	4.4%	1.5%	13.1%	0.1%	100%
22	154	1,690	100	35	298	2	2,279
	6.8%	74.1%	4.4%	1.5%	13.1%	0.1%	100%
23	161	1,696	99	38	303	3	2,300
	7.0%	73.7%	4.3%	1.7%	13.2%	0.1%	100%
24	165	1,691	95	37	298	2	2,287***
	7.2%	73.9%	4.2%	1.6%	13.0%	0.1%	100%

\* 缶、びん、古紙、布など再生利用を目的として回収したものをいいます。

\*\* 従来「その他」に区分されていたごみ処理場への直接搬入ごみが平成19年度から「混合ごみ」、「可燃ごみ」などに細分化されました。

\*\*\* 端数処理の関係で合計が合いません。

(5) 1日当たりのごみ排出量の推移

年度	1日当たりのごみ排出量 (t)	1人1日当たりのごみ排出量 (g)
20	7,009	989
21	6,760	950
22	6,626	929
23	6,654	928
24	6,644	914

注1 現在、国が採用しているごみ排出量の定義(排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量)により算出した数値です。

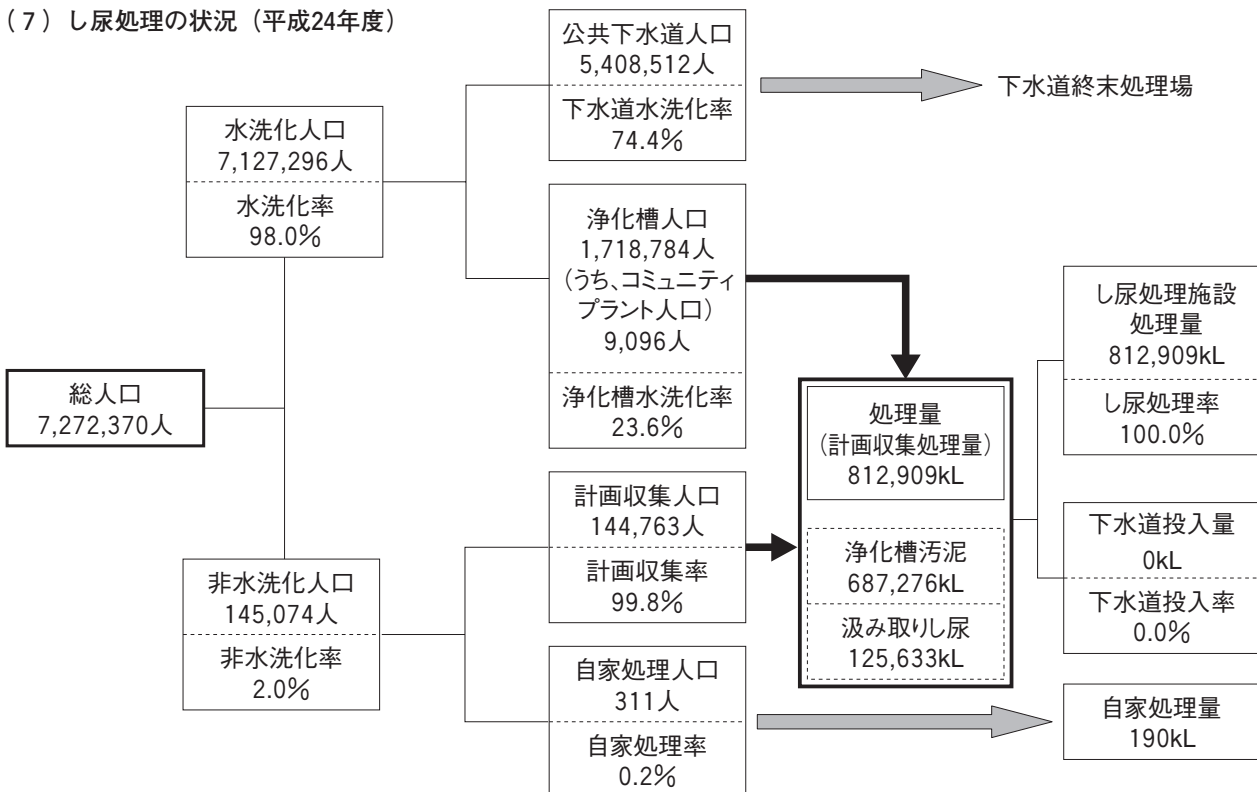
(6) 市町村における容器包装廃棄物の分別収集等の状況(平成24年度)

品目	収 集			再 商 品 化			実施市町村数
	収集計画量(t) A	分別収集量(t) B	達成率(%) B/A	再商品化量(t) C	前年度保管残量(t) D	再商品化率(%) C/(B+D)	
無色ガラス	16,433	15,172	92.3	14,744	30	97.0	63
茶色ガラス	13,760	12,479	90.7	12,268	44	98.0	63
その他ガラス	8,391	8,273	98.6	8,069	51	96.9	55
ペットボトル	19,920	19,574	98.3	19,396	182	98.2	62
その他プラスチック	44,876	41,582	92.7	41,106	153	98.5	35
(うち白色トレイ)	(36)	(26)	(73.3)	(26)	(0)	(100.0)	(4)
その他紙	1,744	1,558	89.3	1,553	0	99.7	6
スチール缶	12,652	10,310	81.5	10,286	15	99.6	63
アルミ缶	9,769	9,595	98.2	9,664	140	99.3	63
紙パック	1,312	1,076	82.0	1,076	0	100.0	63
段ボール	48,107	45,101	93.8	45,091	0	100.0	63
合 計	176,964	164,719	93.1	163,253	614	98.7	

注1 本表の数値は、国の調査方法に準じて算出したものです。

注2 実施市町村数は、第6期埼玉県分別収集促進計画に基づき分別収集を実施している市町村の数です。

(7) し尿処理の状況(平成24年度)



## (8) 水洗化人口

(単位：人)

年度	総人口	水洗化人口		非水洗化人口	
		公共下水道人口	浄化槽人口	計画収集人口	自家処理人口
20	7,084,759	5,039,758	1,857,942	185,523	1,536
		71.1%	26.2%	2.6%	0.0%
21	7,114,507	5,091,305	1,849,618	172,836	748
		71.6%	26.0%	2.4%	0.0%
22	7,136,349	5,189,008	1,776,978	169,670	693
		72.7%	24.9%	2.4%	0.0%
23	7,171,098	5,270,011	1,746,622	153,734	731
		73.5%	24.4%	2.1%	0.0%
24	7,272,370	5,408,512	1,718,784	144,763	311
		74.4%	23.6%	2.0%	0.0%

## (9) し尿の総排出量の内訳・処理の状況

(単位：千L)

年度	総排出量	排出内訳			総処理量	処理内訳	
		生し尿	浄化槽汚泥	自家処理		し尿処理施設	下水道投入
20	911	175	735	1	910	910	0
		19.2%	80.7%	0.1%		100.0%	0.0%
21	872	156	716	0	871	871	0
		17.9%	82.1%	0.0%		100.0%	0.0%
22	843	145	698	0	843	843	0
		17.2%	82.8%	0.0%		100.0%	0.0%
23	832*	136	695	0	831	831	0
		16.4%	83.6%	0.0%		100.0%	0.0%
24	813	126	687	0	813	813	0
		15.5%	84.5%	0.0%		100.0%	0.0%

※ 端数処理の関係で排出内訳の合計と合いません。

## (10) 環境整備センターの埋立実績

(単位：t)

年 度	埋 立 量	埋 立 量 の 内 訳	
		一 般 廃 棄 物	産 業 廃 棄 物
21	45,189	35,709	9,480
22	42,679	31,927	10,752
23	41,691	30,593	11,098
24	39,492	28,598	10,894
25	42,857	28,845	14,012
埋 立 量 累 計*	1,566,857	1,371,885	194,972

※ 平成元年2月供用開始

## (11) 登録廃棄物再生事業者数（平成26年3月31日現在）

再 生 す る 廃 棄 物 の 種 類	平成25年度登録事業者数	登 録 事 業 者 総 数
古紙・古繊維・紙くず	1	127
金属くず	2	114
廃プラスチック類	1	29
木くず	0	23
がれき類・コンクリートくず・鋳さい	0	18
ガラスくず・陶磁器くず・空き瓶	0	31
その他	2	22

## (12) 産業廃棄物処理業の申請及び許可件数（平成25年度）

業 務 内 容	申請件数	許可件数	総許可件数（年度末）
産業廃棄物収集運搬業	2,348	2,213	12,525
産業廃棄物中間処分業	60	60	340
特別管理産業廃棄物収集運搬業	322	322	892
特別管理産業廃棄物中間処分業	19	12	27
最 終 処 分 業	0	0	0
合 計	2,749	2,607	13,784

## (13) 産業廃棄物処理業の許可等の内訳

年 度	申 請 件 数			許 可 件 数			不 許 可 件 数		
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	新規	変更	更新
14	909	259	800	928	265	743	11	0	12
15	968	246	1,153	872	223	1,025	15	2	5
16	997	233	1,250	960	233	1,240	7	3	16
17	920	216	1,320	859	198	1,266	8	2	4
18	893	206	1,419	857	184	1,322	6	0	6
19	882	218	1,220	876	232	1,208	3	0	2
20	723	190	1,558	707	179	1,505	3	0	4
21	748	198	1,630	736	189	1,587	4	0	4
22	631	184	1,636	636	181	1,572	3	0	4
23	780	241	1,783	753	230	1,738	3	1	5
24	808	272	1,494	846	269	1,625	3	0	6
25	796	222	1,731	732	232	1,643	5	1	2

## (14) 産業廃棄物中間処理施設数（平成25年度末）

処理方法	産 業 廃 棄 物 の 種 類	施 設 数
破 碎	廃プラスチック類、木くず、がれき類等	434
焼 却	廃酸、紙くず、木くず、繊維くず等	86
切 断	金属くず	68
圧 縮	金属くず	63
圧縮梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等	87
溶融減容	廃プラスチック類	51
破碎・減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等	42
脱 水	汚泥	45
中 和	廃酸、廃アルカリ	37
発 酵	動植物性残さ、家畜ふん尿	24
溶 融	燃え殻、ばいじん等	13
圧縮減容	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等	11
乾 燥	汚泥、動植物性残さ	10
蒸 留	廃油	10
そ の 他	汚泥等	86
合 計		1,067

## (15) 産業廃棄物最終処分場数（平成25年度末）

施設	箇所数	残余容量 (m <sup>3</sup> )
安定型	0	0
管理型	0	0
計	0	0

※ 産業廃棄物処分業の許可を有するものに限る。

## (16) 不適正処理の内容（平成25年度）

種類	不法投棄	処理基準違反										委託基準違反、 反、命令等違反、 手続違反	合計
		地下水公共用水の汚染	事故発生 の危険	廃棄物の飛散・ 流出	悪臭の 発散	衛生害虫の 発生	野外 焼却	粉じんの 飛散	騒音・ 振動	保管の 高さ	その他		
件数	44	5	4	1,028	71	21	176	40	42	1,169	2,382	526	5,508
構成比 (%)	0.8	0.1	0.1	18.7	1.3	0.4	3.2	0.7	0.8	21.2	43.2	9.5	100

## (17) 不適正処理された廃棄物の種類（平成25年度）

種類	件数	構成比 (%)	種類	件数	構成比 (%)
燃え殻	117	2.0	銻さい	19	0.3
汚泥	109	1.9	がれき類	1,643	28.1
(うち建設系)	(7)	(0.1)	動物のふん尿	0	0.0
廃油	58	1.0	動物の死体	0	0.0
廃酸	4	0.1	ばいじん	0	0.0
廃アルカリ	1	0.0	動物系固形不要物	22	0.4
廃プラスチック類	778	13.3	13号廃棄物	0	0.0
紙くず	22	0.4	特管廃油	14	0.2
木くず	891	15.3	特管廃酸	9	0.2
繊維くず	16	0.3	特管廃アルカリ	1	0.0
動植物性残さ	70	1.2	感染性産廃	35	0.6
ゴムくず	53	0.9	特定有害物	194	3.3
金属くず	106	1.8	その他	1,530	26.2
ガラス陶磁器くず	147	2.5	合計	5,839	100

## (18) 不法投棄発生場所（平成25年度）

発生場所	河川	用排水路	湖沼	河川敷	土砂採取跡地	農地	草地	山林	住宅地	その他	計
件数	0	1	0	9	0	12	1	6	7	8	44
構成比 (%)	0.0	2.3	0.0	20.4	0.0	27.3	2.3	13.6	15.9	18.2	100